

よくあるお問い合わせ例

	問い合わせ内容	回答
1	通知文書の氏名の漢字が、これまでと違うのですが、間違っていないですか？	これまで外字として登録していた文字を見直したことによるもので、間違いではありません。 全国で使える文字に見直すことで効率的な行政サービスの実施や災害への迅速な対応ができるよう導入したものですので、ご理解くださるようお願いいたします。 また、文字の見た目（デザイン差である「字形」）が違っていても、これまでと同じ文字で、同一人物として正しく処理されていますので、ご安心ください。
2	市役所から同じ時期に送付された帳票で文字の形が違うものがあったのですが、なぜですか？	文字の標準化の対象となる帳票は多岐に渡るものの、市から送付される帳票全てが対象になるわけではありません。また、変更の対象となる帳票でも、手続きによってシステムの切替時期が異なることから、同じ時期に送付された書類であっても文字の形が異なる場合があります。
3	住民票と戸籍全部事項証明書で氏名の漢字が違います、間違っていないですか？	住民票の文字について、これまで外字として登録していた文字を見直したことにより、印刷される文字の見た目が変わり、戸籍全部事項証明書の氏名の漢字と差異が出たものになりますので、間違いではありません。 また、文字を形作るデザインの差（字形の違い）とみなし、同じ文字として扱うことになっていますので、ご安心ください。
4	以前取得した証明書は使えないのでしょうか？	過去に発行した帳票の有効性がなくなるものではありませんので、文字が変わる前の証明書であっても、手続き等にご利用いただけます。
5	文字の見た目が変わりましたが、変更届等、何か手続きは必要ですか？	手続きしていただく必要はありません。
6	変更前の文字は今後使えなくなり、変更後の文字の見た目に合わせて記載する必要があるのでしょうか？	市が発行する証明書や印刷物、コンピューター処理等で使われるものであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。 書類等に使う手書きの文字は、これまで通りに使えます。
7	銀行口座名義と公的証明書で漢字の形が違い、説明を求められましたが、どうしたらよいのでしょうか？	公的証明書の漢字の見た目が以前と異なる形で出力されるようになっただけで、これまでと同じ漢字だと説明を受けたとお伝えください。
8	前の文字と同じ文字と言われても納得がいかないのですが、どうしてこの文字になったんですか？ 以前の文字に戻せませんか？	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとにデジタル庁が使える文字（行政事務標準文字）を決定しました。 全国で使える文字に見直すことで効率的な行政サービスの実施や災害への迅速な対応ができるよう、一部の行政手続においてこれまで外字として登録していた文字を見直したことによるものです。以前の文字に戻すことはできませんので、ご理解くださるようお願いいたします。
9	デジタル庁が決めた文字とは何ですか？	全国の市区町村の戸籍情報システムで使われている文字のうち、見た目のデザインの差（字形の違い）はあるものの、同じ漢字と認識される文字を整理した文字になります。約7万字が収録されています。
10	他の地方公共団体でも、この漢字で通じますか？	全国の地方公共団体で使うことのできる文字になっていますので、通じます。
11	文字の標準化に伴い住民票の名前とマイナンバーカード券面の名前で漢字の形が異なるものになったのですが、住民票の漢字に合わせて、マイナンバーカードの券面記載を変更してもらうことはできますか？	券面記載事項の変更届出を提出頂くことにより、マイナンバーカードの追記欄に標準化後の氏名を印字することは可能です。
12	マイナポータルで表示される名前も変更されるのでしょうか？	マイナンバーカード内のICチップには氏名や住所等の情報が文字情報（テキストデータ）で記録されていますが、このテキストデータは、表示できる文字に制限のあるコンピュータやスマートフォン上でも表示できるよう、コンピュータ等で表示できない文字（外字等）が使われていた場合には表示できる文字に代替して記録しています。 マイナポータルで表示される氏名等の文字はこのテキストデータを用いて表示しているため、一部の文字が代替された文字で表示される場合がありますが、今回の取組により、マイナポータルで表示される氏名等の文字の見た目に変更されることはありません。